

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 56 号

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 233 条第 2 項中「指定居宅サービス事業者」の後ろに「，指定地域密着型サービス事業者」を加え，同条第 3 項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の後ろに「，指定地域密着型通所介護（函館市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年函館市条例第 25 号）第 60 条の 2 に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」を加え，同条第 4 項第 2 号中「指定通所介護」の後ろに「もしくは指定地域密着型通所介護」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年函館市条例第24号）附則第3条の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の函館市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の規定の適用については，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号。以下「平成28年改正省令」という。）第6条の規定による改正後の介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）および平成28年改正省令附則第4条の規定による改正後の介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の規定の例による。

(提案理由)

指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者

生活介護事業者が業務委託により提供する受託介護予防サービスの種類
に指定地域密着型通所介護を加えるため